

高松市工事請負契約約款の特則

(支払限度額及び出来高予定額)

第1条 発注者は、各会計年度における請負代金の支払限度額（以下「支払限度額」という。）並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額、工事内容及び工期について、発注者が必要と認める時期に受注者と協議して書面により、これを定めるものとする。

(工程表)

第2条 この契約に係る工程表については、高松市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第3条第1項中「この契約締結後10日以内に」とあるのは、「この契約締結後及び支払限度額に対応する各会計年度の工事に係る高松市工事請負契約約款の特則第1条に規定する書面作成後それぞれ10日以内に」と読み替えるものとする。

(第35条の変更)

第3条 この契約において、約款第35条の規定については、次のとおりとする。

(前払金)

第35条 受注者は、発注者が前払金の支払を約した工事については、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額をいう。以下同じ。）の10分の4に相当する額以内の額の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、出来高予定額が200万円以上であり、かつ、工事実施期間が100日以上である会計年度（以下「中間前払金の対象となる会計年度」という。）について、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、当該会計年度の出来高予定額の10分の2に相当する額以内の額の前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合において、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定するかどうかを決定し、当該決定の内容を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、当該会計年度の出来高予定額が著しく増額された場合においては、その増額後の当該会計年度の出来高予定額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合において、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、当該会計年度の出来高予定額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高予定額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）に相当する額を超えるときは、当該会計年度の出来高予定額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、当該会計年度の出来高予定額が減額された日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に

通知する。

- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に前2項の超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、第6項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息の支払を請求することができる。

(第36条の変更)

第4条 この契約において、約款第36条の規定については、次のとおりとする。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第5項の規定により受領済の前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定めるもののほか、当該会計年度の出来高予定額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(部分払)

第5条 この契約に係る部分払については、約款第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定し、中間前金払の対象となる会計年度にあっては、年度末における出来高に対する部分払に限り行うことができるものとする。

<中間前金払の対象となる会計年度>

部分払可能額≤約款第38条第1項の請負代金相当額×9/10－前会計年度までの支払金額－(約款第38条第1項の請負代金相当額－前会計年度までの出来高予定額)×(当該会計年度の前払金額+当該会計年度の中間前払金額)/当該会計年度の出来高予定額

<中間前金払の対象となる会計年度以外の会計年度>

部分払可能額≤約款第38条第1項の請負代金相当額×9/10－(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)－{約款第38条第1項の請負代金相当額－(前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額)}×当該会計年度の前払金額/当該会計年度の出来高予定額